

現 場 説 明 書

- | | | |
|-----|-----------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 県立藤岡工業高等学校 職員室ほか3室空調設備更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | } 入札公告による |
| 3 | 入 札 日 時・場 所 | |
| 4 | 入 札 条 件 | } 群馬県建設工事執行規程による |
| 5 | 支 払 条 件 | |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和 8 年 3 月 3 1 日
※本工事に係る資材の調達や人員の確保に不測の期間を要する場合などは、受発注者間で協議し、繰越手続き等を行った上、次年度へ工期延期を行うことができる。 |
| 7 | 質 問 書 | 入札説明書による。 |
| 8 | 工 事 費 内 訳 書 | 1) 入札時の工事費内訳書の提出については、工事内訳、種目別内訳及び科目別内訳までとする。ただし、入札参加者は発注者から求めがあった場合には、細目別内訳まで提出するものとする。
2) 契約後の工事費内訳書の提出については、契約後 1 ヶ月以内に細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を電子データにて提出すること。（入札の際、既に提出してある場合を除く。） |
| 9 | 火 災 保 険 等 | 契約約款第 4 8 条の火災保険等の付保について
1) 保険の種類は、「建設工事保険」とする。ただし、建設工事保険に加入できない場合に限り「組立保険」で対応すること。
2) 工事現場に受注者が複数いる場合、各々保険に加入すること。ただし、工事現場を同一とする受注者のうち、一者を代表者として保険契約者となし、個々の請負工事を包括付保し、被保険者を個々の受注者としてもよい。
3) 付保期間は、工事着工時から引渡し完了の日の翌日までとする。
(完成期日に「概ね 3 0 日」を加算した日付を目安とする。) |
| 1 0 | 諸 官 庁 へ の 手 続 き | 受注者が行い、費用は受注者負担とする。 |
| 1 1 | 工 事 実 績 データ 登 録 | 受注者は、工事請負代金額 5 0 0 万円以上の工事について、受注時は契約後 1 0 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に（工事請負代金の場合には原則変更登録不要）、完了時は完成検査合格後 1 0 日以内に「(一財)日本建設情報総合センター 工事実績情報システム (CORINS)」に、建設実績情報をオンライン登録しなければならない。（建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録参照） |
| 1 2 | 下 請 契 約 等 | 1) 下請契約は、文書で締結するものとし、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠するものを原則とし、これにより難い特別な事情がある場合においても、少なくとも次の事項を明記した文書で契約を締結すること。
(イ) 工事名 (ロ) 工事場所 (ハ) 工期 (ニ) 請負代金
(ホ) 請負代金の支払時期及び方法（前払金、部分払及び完成払における現金、手形の割合、手形のサイト等）
2) 工事の受注者は、現場における工事着手までに、「施工状況報告書」（群馬県建設工事適正化指導要綱（以下、「要綱」という。）様式第 1 号）により下請契約について報告すること。
3) 工事の受注者は、その工事の一部について下請契約を締結したときは、監督員の指示する時期に、「施工体系図（要綱様式第 2 号）の写し」、「施工体制台帳（要綱様式第 3 号）の写し」により下請契約について報告すること。
4) 工事の受注者が社会保険未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、監督員の指示する時期に、「社会保険未加入建設業者と下請契約を締結したことに係る理由書（要綱様式第 4 号）」により当該下請契約を締結した理由を報告すること。
5) その他要綱で規定する下請契約を確認するためものについて、監督員の指示する |

時期に報告すること。

- | | | |
|----|---------------|--|
| 13 | 工 事 範 囲 | 設計図書に記載されているすべての工事とし、構造上、意匠上特に必要と認められる場合は監督員の指示により施工すること。
なお、軽微な変更については、受注者負担とする。 |
| 14 | 設 計 照 査 | 受注者は、契約締結後、直ちに契約約款第18条に基づく設計照査を行い、その結果を監督員に報告すること。図面及び工事費内訳書に記載が無くとも、必要な機能を有するために行うべき工事があれば積極的に提案すること。 |
| 15 | 工事対象物の管理 | 工事完成検査より、引渡しまでの管理は受注者が行うこと。 |
| 16 | 工 事 看 板 | 公衆の見やすい場所に別紙様式による工事看板を設置すること。 |
| 17 | 残土・産業廃棄物関係 | 1) 本工事は、可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。
2) 解体等の方法は、「建築物解体工事共通仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）」による。
3) 受注者は、建設副産物の扱いの有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事の実施に当たって建設副産物に係る「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」のデータ登録を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。
4) 受注者は、本工事にて建設発生土を100m ³ 以上搬出する場合、「群馬県土木工事標準仕様書別記様式第12号により、搬出前に、搬出先市町村の建設発生土担当課（係）へ、建設発生土に関する情報をFAX又は郵便等で提供すること。
なお、情報提供後、その写しを監督員へ提出しなければならない。 |
| 18 | 電 子 納 品 | 本工事は電子納品対象工事である。電子納品については別添特記仕様書による。 |
| 19 | 完成図書の作成・提出 | 1) CD-R（竣工写真） 完成時の写真データ
及び「特記仕様書」によるほか、監督員の指示による。
2) 提出期限は、原則として引渡し日までとする。 |
| 20 | そ の 他 提 出 書 類 | 1) 本工事受注者は、契約後1ヶ月以内に細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を提出すること。（入札の際、既に提出してある場合を除く。）
2) 「特記仕様書」によるほか監督員の指示による。 |
| 21 | 仮 設 材 | 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 |
| 22 | 石綿則第3条関係 | 建築物、工作物等の解体、破碎等を行う作業場には、石綿則第3条の規定により行った当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日ならびに当該調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示すること。なお、掲示内容については監督員に確認すること。 |
| 23 | 提出書類の簡素化 | 本工事は「『工事書類簡素化要領』建築（営繕）工事編」（平成27年4月 群馬県県土整備部建築課）を適用するものとする。 |
| 24 | 小黑板情報電子化 | 工事写真の撮影時に電子小黑板を利用する場合は平成29年5月1日適用技術基準（電子小黑板を利用した写真撮影の運用開始について）による。 |
| 25 | そ の 他 | 1) 受注者は契約後、現地を十分に事前調査・確認のうえ施工すること。
2) 本工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。新型コロナに関する工事への影響は、その都度協議を行い、設計変更等で金額や工期を変更するものとする。
3) 本工事は学校を運営しながら実施する工事である。工事期間中は他の棟等で学校を運営しながら実施する工事である。そのため、学校行事等により作業ができない期間等が生じることがあることに留意し、工程を進めること。 |

H1,200×W800【標準】

1,200	310		〇〇〇〇建設工事		95
			をしています		50
			皆様には何かとご不便をお掛けしますが ご協力をお願いいたします		90
	工事概要 〇〇造〇階建 延面積〇〇m ²				40
	工事期間 令和〇年〇月～令和〇年〇月まで				40
	請 負 額 〇〇〇〇万円				40
	30 30 30 30 30		群馬県		70
			お気づきの点は、下記までご連絡ください		50
			建築	〇〇〇〇建設(株) 電話 027-000-0000	35
			電気	〇〇〇〇電気(株) 電話 027-000-0000	35
機械			〇〇〇〇設備(株) 電話 027-000-0000	35	
群馬県建築課		電話 027-226-3710	35		
700		800			

電子納品特記仕様書

(総則)

第1条

本特記仕様書は、標準仕様書を補足し、案件における明細や固有の技術的要求を定める図書である。このため、本特記仕様書に記載の事項については、これを優先させることとするが、記載なき事項については、標準仕様書を遵守すること。

(電子納品対象工事)

第2条

「群馬県電子納品ガイドライン」での「電子納品スケジュール」に基づき、当初設計金額が対象金額に該当する場合は、電子納品を行うこととする。

また、対象金額未満の場合でも、受注者が可能な場合、及び発注者が希望する場合は、電子納品を行うことが可能であるため、受発注者協議により電子納品を行うか決定することとする。

(電子成果品の作成)

第3条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成することとする。

(電子成果品の提出)

第4条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子成果品を、電子媒体（CD-R）で2部提出する。
なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。

(電子成果品の確認)

第5条

成果品の提出の際には、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。